

(案)

山人第 C 3 1 0 1 - 号
平成 2 6 年 (2014 年) 1 月 日

山陽小野田市長 白 井 博 文 様

山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会
会長 前 田 良 一

行政委員会委員の報酬の額について (答申)

平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日付けで貴職から本審議会に諮問のありました行政委員会委員の報酬の額 (以下「報酬の額」という。) について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

なお、今回の答申では、前段において、本市の財政状況等を考慮せずに、行政委員会の職責や職務の内容、勤務の実態、専門性、県内他市及び類似団体との均衡等から本市の規模で妥当と考えられる本来支給すべき報酬の額を提示していますが、現在、本市は依然として厳しい財政状況にあることから、今後の将来の見通しを総合的に勘案した結果、現行の減額措置を継続していくことが望ましいとの結論に至りましたので、報酬の額の改正に当たっては、後段の当面支給すべき報酬の額に掲示する内容の措置を講じられますことを希望いたします。

記

1 本来支給すべき報酬の額

(1) 選挙管理委員会

委員長 日額 1 5, 1 0 0 円 [現行: 月額 40,000 円]

委員 日額 1 2, 9 0 0 円 [現行: 月額 35,500 円]

(2) 監査委員

議会の議員のうちから選任された監査委員

月額 3 9, 0 0 0 円 [現行と同額]

識見を有する者のうちから選任された監査委員

月額 1 5 3, 0 0 0 円 [現行: 月額 180,000 円]

(3) 公平委員会

委員長 日額 1 5, 1 0 0 円 [現行: 月額 37,000 円]

委員 日額 1 2, 9 0 0 円 [現行: 月額 34,000 円]

(案)

(4) 農業委員会

会 長	月額	44,000円	[現行と同額]
職務代理者	月額	35,500円	[現行と同額]
委 員	月額	33,000円	[現行と同額]

(5) 教育委員会

委員長	月額	74,000円	[現行と同額]
委 員	月額	64,000円	[現行と同額]

<本来支給すべき報酬の額の考え方>

各行政委員会における委員の職責や職務の内容、専門性、勤務の実態等について検証するとともに、平成23年の滋賀県の行政委員に係る最高裁の判決（地方自治法は勤務日数に応じた報酬を原則としつつ、条例で定めれば日当制以外も可能としている。）や県内他市及び類似団体における報酬の額の状況、他市報酬審議会の答申等を参考にすることで、報酬の額及びその支給方法（月額制、日額制）について審議を行った。

その結果、監査委員、農業委員会及び教育委員会については、毎月の定例会の開催頻度や定例会以外の勤務実態、県内他市及び類似団体の状況等を勘案すると、現行のまま据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

ただし、識見を有する者のうちから選任された監査委員については、県内他市及び類似団体と比較するとその水準は高いことから平均的な水準となるよう考慮した上で、現行の報酬の額を15%カットした後の額を本来支給すべき額とした。月額報酬の額は、各行政委員会の勤務の実態等を勘案すると、行政委員会ごとにその報酬の額が異なっても妥当性があるものと判断した。

また、選挙管理委員会と公平委員会については、勤務の状況を定量的に把握することが可能であると考えられることから、現行の月額制から日額制とすることが適切であると判断した。日額制を採用するに当たっては、各行政委員会の職責や職務内容、専門性等から軽重をつけることは困難であることから同一の報酬額とすることが適切と考え、県内他市及び類似団体の状況と比較し、市民感覚に沿う妥当な水準となるよう考慮した。

月額制・日額制のいずれにおいても委員長と委員の報酬の額に差をつけているが、これは、その職責や職務の内容、勤務の実態等を考慮するとともに、県内他市及び類似団体の状況から2割程度の差は容認できる範囲であると判断したものである。

2 当面支給すべき報酬の額

(1) 選挙管理委員会

委員長	日額	15,100円
委 員	日額	12,900円

(案)

- (2) 監査委員
議会の議員のうちから選任された監査委員
月額 33,150円
識見を有する者のうちから選任された監査委員
月額 130,050円
- (3) 公平委員会
委員長 日額 15,100円
委員 日額 12,900円
- (4) 農業委員会
会長 月額 37,400円
職務代理者 月額 30,175円
委員 月額 28,050円
- (5) 教育委員会
委員長 月額 62,900円
委員 月額 54,400円

<当面支給すべき報酬の額の考え方>

現行の減額措置（報酬の額を15%カット）を始めた合併当初は非常に厳しい財政状況にあったが、現在、官民一体となった行財政改革の取組により、当時の危機的な財政状況からは脱却したものである。

しかし、行財政改革はまだその途上にあり、引き続き厳しい状況下に置かれていることに相違なく、県内他市及び類似団体の状況を検証するとともに市民の目線に立ち、慎重に審議した結果、現在の社会・経済情勢や本市の置かれている財政状況等を総合的に勘案すると、月額制で現行のままとした監査委員、農業委員会及び教育委員会については、現行の減額措置（報酬月額を15%カット）を継続することが妥当であると判断した。

なお、識見のあるものの中から選任する監査委員については、今回の答申の中で、本来支給すべき報酬の額を既に15%カットしているが、これは、県内他市及び類似団体と比較して高い水準にあった報酬の額を、他の行政委員会と同様に平準的な額とするためであり、市を取り巻く厳しい状況により減額措置をしたものではないことから、厳しい財政状況を考慮した減額措置としての15%カットについても適用することとした。

日額制とした選挙管理委員会と公平委員会については、現在の勤務実態からすると15%を超える大幅な減額となることから、本来支給すべき額からの減額措置は行わないこととした。

3 付帯意見

- (1) 本市の厳しい財政状況から現行の減額措置を継続することとしたが、社会・経済情勢の変化等により、財政状況の回復が見込まれる場合は、本来支給すべき報酬の額に復元する措置を検討されるようお願いする。

(案)

- (2) 今回の答申において月額制と日額制を併用することとしたが、地方自治法において原則、勤務日数に応じた報酬と定めてあることから、特定の行政委員会のみ適用すべき合理的な根拠がない限り、すべての行政委員会に適用することが最も合理的であると考えます。

また、行政委員会ごとに異なるのは市民にとっても分かりづらいと思われるので、報酬制度の透明性を高め、市民が納得できるよう、今回、月額制とした行政委員会についても日額制の採用について検討されたい。

- (3) 今回、日額制を採用することとした行政委員会については、 unnecessary な会議の開催が増えることのないように、より一層効率的で合理的な業務内容となるよう不断の見直しをお願いします。